一般社団法人ウェイクボード協会　協力店の皆さまへ

ＪＷＢＡ保険制度のご案内

＃３ トーイングイベント　傷害保険

傷害補償（MS＆AD型）特約セット団体総合生活補償保険

この保険の特徴

保険契約者がトーイングまたはイベントの最中に参加者※１に起こった傷害※２事故について、JWBAメンバーの過失（責任）とは関係なく保険金が支払われます。
また、ＪＷＢＡメンバー自身の傷害事故についても保険金が支払われます。

※１　参加者の補償期間および補償の対象は、保険契約者（協力店）が実施するトーイングの講習、ツアーおよびその他イベント目的のため、所定の集合地に集合した時から目的を終了して解散するまでの間をいいます。ただし、プライベートタイムや宿泊中は除外されます。
※２　被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（ケガといいます）

加入要領

保険期間
（ご契約期間）　1年間

保険契約者　JWBA協力店（加入を希望する協力店）

被保険者（補償の対象となる方）
ウェイクスタッフおよび申込書に記載されたトーイングまたはイベント参加者（受講者）全員
※名簿の備え付けが必要となります。

この保険にご加入を希望、検討される協力店の皆さまは、取扱代理店である「株式会社ほけんのぜんぶ」までご連絡をお願いいたします。協力店ごとの加入になりますので保険会社のパンフレット等の資料をお送りさせていただき個別にご案内させていただきます。

この保険で支払われる主な保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害「ケガ※」に対して保険金をお支払いいたします。
※ケガには身体外部から有害ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

ケガによる死亡
事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、保険金をお支払いします。

ケガによる後遺障害
事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、保険金をお支払いします。

ケガによる入院・通院
事故によるケガの治療のため、入院・通院したときに保険金をお支払いします。

ケガによる手術
事故によるケガにより所定の手術を受けたとき保険金をお支払いします。

この保険でお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の闘争行為
- 被保険者の脳疾患、病気または心身喪失
- 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 細菌性食中毒・ウィルス性食中毒
- 競技等（競技、競争、興行およびこれらのための練習）をしている間の事故によるケガ

など

（2022年７月承認）　承認番号B22-101245

加入プラン

補償内容

【傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日、
団体割引適用なし】

項目	プラン1	プラン2
傷害死亡・後遺障害保険金額	50万円	300万円
傷害入院保険金日額	1,500円	1,500円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の５倍	
傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円

１人あたりの一時払保険料（年間保険料）

参加者	4,430円	7,780円
ウェイクスタッフ	2,170円	3,520円

保険料算出の仕方

トーイングイベント等、年間を通じて1日あたり最大となる日の最高参加者人数と年間を通じて在籍するウェイクスタッフの人数を合算してください。

例えば

参加者人数　1日あたり最大となる日の最高参加者人数 → 15名

ウェイクスタッフ人数　年間を通じて在籍するスタッフの人数 → 3名

合計人数 → 18名

保険料例

プラン1 ）　4,430円×15名＋2,170名×3名＝72,960円
プラン2 ）　7,780円×15名＋3,520円×3名＝127,260円

- ウェイクスタッフは「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」、参加者は「管理下中の傷害危険補償特約」をセット
- 準記名方式（一部付保）（同一保険金額）特約をセット
- 参加者の1日あたりの最高稼働人数とウェイクスタッフの人数の合計が２０名を超えた場合は団体割引が適用されます。
- 参加者に事故が発生した場合は、事故発生日の参加者名簿をご提出いただきます。
  ※名簿の備え付けが必要となります。
- 事故発生時に参加者数がご契約申し込み時にご申告いただいた参加者数を上回る場合はお支払いする保険金が減額されますのでご注意ください。

ご注意

【保険会社破綻時の取扱い】

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が経営破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償について80%まで補償されます。

【お客さまに関する情報の取扱い】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

- 個人情報の取扱いについて

　本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

　また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

　https://www.aioinissaydowa.co.jp/

このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては「団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型）パンフレット」および「重要事項の説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

お問合わせは

【取扱代理店】
株式会社ほけんのぜんぶ
住所：〒171-0014
東京都豊島区池袋2-53-5
KDX池袋ウエストビル7F
TEL：03－6907－9070

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京北支店　池袋支社
住所：〒170－0013
東京都豊島区東池袋3－22－17
東池袋セントラルプレイス3階
TEL：050－3460－1442

（2022年○月承認）　承認番号B○○－○○○○○